

10月からのインボイス制度改正ー準備できていますか？

2023年秋のインボイス制度開始からまもなく3年。事業者の混乱や負担を和らげるために用意されていた「特例やボーナスタイム（経過措置）」が、今年10月を境に順次終了・縮小します。

「経理が面倒になるだけでしょ？」と油断していると、**会社の利益を直接圧迫する大きな問題**になりかねません。何がどう変わり、経営者は今何をすべきかを確認しておきましょう！

●消費税負担は確実にアップ！



インボイス未登録の事業者（免税事業者や個人事業主）に外注費や仕入代金を払っている会社は、10月からの「コスト増」に要注意！

これまでは支払った消費税の「80%」を売上の消費税から差し引けましたが、10月から『70%』に減少します。つまり、**控除できない10%の差額は会社からの持ち出しとなり、消費税負担が確実に増えること**に。

●1取引先あたり年1億円以下の制限！

“1つの免税事業者からの仕入や外注費等が年間**1億円**（改正前10億円）を超える場合、その超過部分には**70%控除ルールが使えない**（消費税額ゼロ）”こととされました。

一社の免税事業者（大規模な個人事業主や未登録法人など）に多額の業務委託や仕入れが発生している場合、税負担が一気に跳ね上がりリスクがあるため、取引先ごとの年間支払額の事前チェックが急務です。



●法人の2割特例は廃止へ

「預かった消費税の2割だけ払えばOK」という小規模事業者向けの“**2割特例を活用していた法人**”は**9月で特例が終了**します。

10月以降は簡易課税や原則課税での申告納税となります。「思ったより消費税負担が生じて資金繰りがショート！」なんてことが起こらぬように、早めのシミュレーションが欠かせません。

●個人事業主向けには「3割特例」が登場！

免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業主には、10月以降「3割特例」が設けられます（つまり、売上消費税の3割負担でよいことに。）

卸売業、小売業は簡易課税の方が有利！

簡易課税制度選択届には提出期限があるので、すぐにチェックして手続きを済ませておきましょう。

●経理事務でも負担増

切替時期の9～10月には、消費税の会計処理の事務負担が確実に重くなります。免税事業者への支払で70%控除となるのは、**10月1日以降のサービスや物品購入が対象です**。「9月中に支払う10月分の家賃」や「9/16-10/15分の外注費のうち、10/1-10/15分」も対象に。

下図のように今後3回の改正が予定されており、控除割合は2年後に「50%」、4年後に「30%」、5年後には「0%」へ切り替わります。今年度改正で会計システムの準備や、請求書チェックのルールの再構築、改正内容の研修など、頻繁な改正に対応できるよう体制を整備しておきたいものです。



インボイス制度 タイムライン：主要な変更と段階的な経過措置の見直し

イラストは生成AIにて作成

